

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和8年7月中に審査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	3
職員等	0
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	0
面談・電話	0
計	4

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通報内容		処理状況
①	ある所属では、夜間や土曜日曜祝日に災害対応している職員に対し、適切な休憩時間が与えられていない。	所管課に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。
②	ある公共施設の敷地内で、県職員と思われる者が、紙タバコを吸っていた。喫煙所で喫煙すべきである。	具体的内容が不明であるため不受理とした。なお、喫煙をする際はルールやマナーを守るよう、庁内周知を行った。
③	県庁の各所属内で組織する親睦会において、募金活動が半ば強制的に行われている。	具体的内容が不明であるため不受理とした。(なお、親睦会の活動内容については各親睦会内での判断事項となる)
④	県庁の各所属ごとに職員住所録が作成されていると思われるが、管理職以外の職員同士で個人情報共有する必要はない。	具体的内容が不明であるため不受理とした。(なお、課員住所等の共有については、各所属固有の事情もあると考えられることから、各所属での判断事項となる)

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	0
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	4 ①②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	3 ②③④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

通報内容		処理状況
R8.6月④	ある職員は、家族の違法行為を黙認している。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。

(連絡先)
総務部 総務管理局 審査課
担当：石井、額田
電話：073-441-2136 内線：2115、2116